

金剛・和泉葛城山系区域

面型表示制限区域(一般制限区域)では、次の基準を満たす必要があります。

| 形式 | | 自家用以外の広告物 | 自家用広告物 |
|----------|---------|-----------------------------------|-------------|
| 屋上広告物 | たて | 建物の高さの 1/3 以内 | 同左 |
| | よこ | 建物の幅の範囲内 | |
| 壁面広告物 | たて | 建物の高さの範囲内 | 同左 |
| | よこ | 建物の幅の範囲内 | |
| その他の広告物等 | 表示面積 | 山系区域の市街化調整区域は、7 m ² 以内 | 大きさ・高さの規定なし |
| | 地上からの高さ | 山系区域の市街化調整区域は、5m以内(広告塔は 15m以内) | |

※その他の広告物には、耐火構造建築物以外の建築物に表示された広告物を含む。